

## 1. 税理士ってどんな仕事

### ① 税理士の使命

税理士の使命について、税理士法第1条に「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されている。

税理士制度は国民のためにあるわけで、税理士の使命についても「国民のための税理士制度」を明確にするように、日税連では昭和47年の「税理士法改正に関する基本要綱」、東京会も平成5年の「税理士法改正要綱（通称、グリーンブック）」で、「納税者の権利擁護」の文言を第1条の税理士の使命に入れるよう改正意見を提出している。

### ② 税理士の業務

税理士法では税理士の業務として、税理士法第2条1項に「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」として、「一 税務代理 二 税務書類の作成 三 税務相談」を掲げ、税理士の独占業務としている。

また、税理士法第2条2項に「税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。」として、税理士の付随業務を規定している。

この二つの業務のほか、平成13年税理士法改正で、税理士法第2条の2の1項に「税理士は、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。」として、訴訟補佐人としての出廷陳述が新設された。

これらの規定からも明らかなように、税理士の仕事は、納税者の代理人として、納税者に代わって税務に関する申告書等や不服申立ての書類を作成し、これを税務署や国税不服審判所に提出、納税者に税務調査や処分があったときに、税務署に対して納税者に代わって陳述や主張をすることである。

このように税理士は、課税される納税者の委嘱を受けて、課税権を持つ税務署等と対峙し、個人の人権、権利利益を守る立場にあり、納税者のために税理士業務を行うことが、税理士の職責であると考えられる。

※他に税理士ができる仕事として、税理士法の規定ではないが、普通地方公共団体の外部監査、現物出資における財産の価格の証明、会計参与、国税不服審判所の国税審判官、登録政治資金監査人、の有資格者に税理士が記載されている。

## 2. 税務支援って何

### ① 税務援助

税理士法第52条に「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」とされている。この規定は、必ずしも有償であることを要しないことから、いわゆる「無償独占」といわれている。

この「無償独占」は、税理士資格者以外が税理士業務を行うことにより、国民の権利、利益が侵害されるのを防ぐための、安全性、信頼性を担保する意味で規定されていると考えられる。

税理士業務が無償独占であるための問題として、税理士は自由業であり、委任を受けるか受けないかも税理士の自由であるが、税理士法が税理士以外の者に税理士業務を行わせないこととし、そのうえ受任の自由を主張すれば、税理士報酬を支払う能力に乏しい小規模納税者等が疎外される虞がある。

昭和55年の税理士法改正で、税理士法第49条の2第2項第8号（現行法9号）に、税理士会会則の絶対的記載事項として「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」が新設された。

この規定により、経済的に資力の乏しい納税者に対する税理士業務の提供（税務援助）を法律上会則で定める事項として明記、同法の施行により税理士に対し義務規定と位置づけられるようになった。

この改正以前から、税理士会（支部）が、税務署と協議のうえ、確定申告期に小規模納税者に対し申告相談に応じてきたが、来場者に対して所得制限も無く、税務署の応援という側面が強いため、税理士業は行政の下請けとの意見がでていた。改正法は委嘱者の経済的理由によるいわば困窮者に限定することで一応の理解が得られた。

### ② 税務支援

平成15年の消費税法の改正で、小規模事業者の納税義務の免除のための課税売上高が三千万円以下から一千万円以下に引き下げられ、平成18年から150万人の課税事業者の増加が見込まれた。また、老年者控除の廃止、公的年金控除額の縮小で平成17年まで納税義務が無かった多くのお年よりが平成18年から申告、納税することになった。

国税局からの増加する納税者にたいする対応の要請を受け、税理士会は「税務指導」という考えを打ち出した。

「税務指導」は、税理士法における経済的弱者の救済という社会公共事業「税務援助」の枠を超え、経済的弱者かどうにかかわらず、税理士、税理士法人が関与していない小規模納税者の指導をするというもの。

日税連は税理士法に規定されていない「税務指導」を税理士会の社会貢献のための自主的施策とした。

そして、税理士法第49条の2第2項第9号に基づく施策を「税務援助」事業、税理

士の社会貢献の一つとしての施策を「税務指導」事業とし、これらを併せ「税務支援」事業と位置づけ、日税連会則第66条第3項及び標準会則第60条において、税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない旨を規定した。

税務支援事業の問題点は、納税者の増加という現象で構築され、税理士法との関係、税理士の使命、税理士の業務、についての検証がおろそかだったことである。

「税務支援」は税理士の行う社会貢献の一つといいながら、国が行う税務行政の一翼を担うものであることは明らかで、このような行政補助機関的な役割を税理士が行う、それも会則とはいいいながら義務として行うことは、税理士の職責に照らして大きな矛盾があるのではないか。

税理士の使命、業務は、納税者の代理人として納税者の権利擁護をすることである。

国のやるべき業務の補助を税理士の義務として行うことは、税理士制度が税務官公署の補助機関となり、かつ税務行政の一端を税理士が分担するかのような認識を納税者・国民に与えその結果、納税者の信頼を失い、税理士制度を崩壊させる原因ともなる。

### 3. アウトソーシングと税務支援（時間の無い方はここからお読み下さい。）

#### ① アウトソーシング問題の経緯

平成18年8月、当時の谷垣禎一財務大臣は各省庁の長宛に「公共調達適正化について」という通知を行った。内容は、『国民に対する説明責任を十全に果たすため政府として随意契約の適正化について取り組みを進めた結果、随意契約及び競争入札に係わる情報公開のいっそうの充実等が必要との結論になった。よって各省庁は、「会計法」の「一般競争の原則」に則り、入札及び契約にかかる手続きの一層厳格な取り扱いと情報公開の充実を努めてほしい。』というもの。

この通知を受けて国税庁は平成19年4月「今後のアウトソーシングについての考え方」を提示した。内容は『1. 見直しの必要性 公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札による調達を行うとされている。「随意契約によらざる得ない場合」とは、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等に限定されている。よって2であげるようなアウトソーシング事業であれば税理士以外でも受託可能であり、一般競争入札による調達を行わざるを得ない。 2. アウトソーシング事業の内容 ①記帳指導 ②確申期における電話相談の集中化 ③相談会場における税務相談（いわゆる「無料相談」） ④年金受給者への説明会 の4事業 3. 入札方法等 ①入札単位 ②契約内容 』の3項目。

#### ② アウトソーシング問題の問題点

- イ 税理士法第 52 条は「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」としている。そこで、一般競争入札で落札した民間企業が税理士に税理士業務を行わせることは税理士法第 52 条に接触しないか。
- ロ 税理士法第 1 条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」としている。そこで、民間企業の指示のもとに税理士が業務を行うのは税理士法第 1 条に接触しないか。
- ハ 税理士法第 49 条の 2 第 2 項第 9 号の税理士会の会則の絶対的記載事項に「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」の項目があり、税務支援事業については事業そのものが特定されている。このような特定されている業務を一般競争入札の対象とすることはおかしいのではないか。
- ニ 会計法第 29 条の三第 4 項に記載された随意契約によらざるを得ない場合の事項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。」にあたるのではないか。

### ③ アウトソーシングと税務支援

アウトソーシング問題を契機に、「今まで税理士会だけで行ってきたと思われていた税務支援に国からお金が出ていたことを国民はどう思うだろうか。」「税務支援は国がやるべき仕事の手伝いをしている、いわば下請けをしていることに気づいた。」「国からお金をもらわずに税理士会だけで税務支援をしよう。」このような意見が出てきた。しかしこれらの議論はアウトソーシングと税務支援の関係が整理されてないところから来るものだと思う。

イ アウトソーシングと税務援助は別物である。

アウトソーシングは行政事務の外注であり、税務支援は税理士会の事業である。そもそも国がアウトソーシングするといってきた 4 つの事業は国がやるべき事業であり、「無料相談」はたまたま今までは税理士会の税務援助の形にのっかっていた。これは税理士が下請けをしていたのではなく、国がやるべき事業と税理士会の税務援助事業が一致したので低廉な謝金が国から税理士に支払われたわけだ。（「無料相談」については、「国の予算がついている税理士会の独自事業」という意見もある。）国税庁は「税理士業務に関連した事業をアウトソーシングすることを決定した瞬間、これらの事業が、（日税連、税理士会の）税務支援ではないことを理解している。」と述べている。

ロ アウトソーシング「無料相談」は国独自の事業

国税庁がアウトソーシングした事業を入札した者が、その事業を行うわけだが税

理士会が入札に参加しないことも考えられる。税理士会が協力しないと入札業者は税理士の一本釣りをすることになる。日税連の「これまでの無料相談体制を維持できなくなると、困るのは納税者である。だから両者（行政と日税連）ともに問題がないように解決策を見いだしてもらいたい。実際問題として参画する税理士がいらない場合はどうするのか。」の問いに、国税庁は「試算によれば、確定申告時期（1月～3月）の無料相談に、一人の税理士が30日従事すれば、全国で2千数百人の税理士で足りる計算になる。これだけの人数ですら集まらないかどうか知りたい。」と回答している。

#### ハ 税理士会はどうあるべきか。

アウトソーシング問題はその経緯からも見て取れるように、今まで国の事業を税理士会に手伝ってもらって低廉な謝金で行っていた（支部で行う「無料相談」は国と税理士個人との少額随意契約による形をとっていた。）のを、一般競争入札するようになった、という単純なことだ。アウトソーシングになっても税理士業務を行えるのは税理士又は税理士法人だけである。まして無償独占がなくなると一定水準の申告書が維持できなくなり困るのは行政である。つまりアウトソーシング問題によって無償独占、強制入会がくずれることはないはずだ。これは日税連が「日税連、税理士会が入札に参加しない等、協力しなかった場合、例えば税理士業務の無償独占をはずす等の措置を実施する可能性及びそのような検討をしているか。」の問いに、国税庁は「まったく考えていない。」と答えていることでも見受けられる。

税理士会は「税務支援」とアウトソーシングの「無料相談」を切り離して考えるべきだ。行政が別れようといってきたのに追いかけてはいけない。まして税理士会が、国のやるべき無料相談をただで肩代わりしますなんて言うのは理屈に合わない。むしろ別れようといってきた今がチャンスである。税理士がこれまでの無料相談の形にとらわれない独自の税務支援を考えるべきだ。

## 4. 東京会、日税連の対応

### ① 東京税理士会の対応

アウトソーシング問題を受け東京税理士会は平成19年8月に「アウトソーシング対応プロジェクトチーム」（以下東京会 PT）を設置、アウトソーシング問題の論点を抽出・整理するとともに、実務上の対応策を早急に樹立する必要があるとの考えで作業に入った。

平成19年11月9日「アウトソーシングの対応について」を東京会 PT が提出、理事会承認された。内容は、①アウトソーシングと税務支援は別物か否かについては、「アウトソーシングと税務支援とは制度上ないしは理論上は別物と考える」とし、②税理士会の対応については、「日税連はこれまで、原則として収益事業は税理士会の目的外として指導してきたことは事実であり、アウトソーシングはこれまでにない新しい事態ではあるが、典

型的な収益事業であることは間違いない。」「したがって、各単位会は日税連の統一見解ができるまで応札は控えるべきと考える。」とした。また③民間企業が落札した場合は「税理士会では、税理士制度の堅持が納税者の権利擁護に不可欠であるため、積極的な協力はすべきでない」とした。④会員の動員については「会員に対し、アウトソーシングの義務化を会則上明文化することは困難であり、ましてや、罰則規定を設けるようなことはしてはならないと考える。」「税理士会としては確実な実行可能性のもとに無理をしないで実施するといった慎重さが必要と考える。」とした。

「アウトソーシングの対応について」の内容は、納税者・国民の視点で検証しており、税理士法に照らした判断がなされている。また実務上の対応にも配慮しており、アウトソーシングに対する東京会の考えを示す上でとても優れていると思う。欲を言えば、税理士会が行う税務支援の本来のあり方についても言及してほしかった。

## ② 日本税理士会連合会の対応

日税連はアウトソーシングと税務支援について平成19年9月26日「税務支援制度の再構築に関するプロジェクトチーム」（以下日税連PT）を設置した。

この日税連PTは、「税理士がどのような税務支援を行うことが国民のための税理士制度に繋がるかを考える」PTだと思っていたら、「アウトソーシングをどうすれば税務支援に組み込めて会員を動員することができるかを考える」PTだった。そして考え方の根拠は「納税者利便の向上に資する」というもので、税理士の使命、税理士の業務、税理士法を根拠にしていない。

平成20年5月12日日税連PTは池田日税連会長あてに「税務支援制度の再構築について」の具申をした。内容は、1. アウトソーシング事業と税務支援とのかかわりについては①アウトソーシング事業のうち、税理士業務に該当する事業は税務支援の範疇とする、としてそれまで税務支援に含めなかった「確申期の電話相談」も税務支援の範疇に入れて会則義務化することとした。その理由は「確申期の電話相談については、従来行政サービスとして行われてきたものであり、また、対象者及び税目は限定されず、記帳指導、年金相談、確定申告無料相談とは性質が異なるものであるが、税務支援の範囲内と捉え、従事義務をかすべきである。」と理由にもなっていない、何が何でも動員のために義務化するというもの。②応札については「税理士会が当該行政サービスに対応することは営利事業ではないので、税理士法第49条第6項（税理士会の目的は、支部及び会員に対する指導、連絡、及び監督である。）の目的に合致するものと考えられる。税理士会が統一的な受け皿となって積極的に応札すべきである。」としている。これらの対応は、東京会PTの具申をかけらも汲んでいない。

日税連PTの姿勢は、行政サービスを税理士会、税理士が受け、義務として行うという税理士法のどこにも書いていない、まさに無理が通れば道理は引っ込むというもの。この考えは2. 税務支援制度の抜本的見直し及び新たな納税者援助体制の再構築案のとりまとめ、にも貫かれた。そして日税連はこの具申を受け入れた。

## 5. 税理士会が選んだ道

日本税理士会連合会は、「税務支援制度を税理士会が自らの意志で実施するもの（独自事業）と国、地方、公共団体ほか諸団体から委託を受けて実施するもの（受託業務）に大別する。従来の確定申告相談方式、税務相談方式、協議派遣方式（規則第5条）の区分は改定若しくは廃止する。」とする考えを発表した。

日税連会則第66条第3項及び標準会則第60条において、税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない旨を規定している。

この税務支援制度の抜本の見直しにより、アウトソーシング事業は税務支援の範疇に入れられることになり、税理士に従事義務が負わされたことになる。

日税連制度部は「国のアウトソーシング事業の受託は、国が実施する行政サービスに税理士業務が含まれている限りにおいて、納税義務の適正な実現に寄与するものとしての対応であり、税理士及び税理士法人の使命及び職責に鑑みるとその対応は税理士会の主旨に反しているものではない。また、国の行政サービス事業を税理士会が受託遂行することで国民からの税理士制度に対する信頼を深め、税理士の社会的な地位を高めることができ、税理士制度への更なる発展に繋がるものであると考えられる。」と述べている。また税理士法改正項目のタタキ台の最優先項目として「税務支援の従事を義務化すること。」を挙げ「税理士は、税理士制度の根幹である『税理士の使命』に則り、国民とりわけ納税者の適正な納税義務履行の援助並びに納税者の権益保護と利便性を図ることが重要である。」と説明している。

この考えは国民のための税理士制度をめざす改革から大きく後退するといわざるを得ない。なぜなら税理士の使命は納税者の利便性を図ることではなく、納税者の権利を擁護することにあるからだ。

日税連は「間違った規制改革は断固として阻止しなければならない。」と述べ「税理士制度の無償独占」及び「強制入会制の維持」を堅持するため、アウトソーシング事業を税理士会が受けることが前提になりすぎてはいないか。行政はそこまで望んでいないにもかかわらず、である。

特に電話相談の集中化のような行政援助そのものを税理士の使命としたら、税理士制度は崩壊してしまう。これが税理士の行うべき社会的貢献というのはあまりに苦しい言い訳ではないか。

まして課税庁からのアウトソーシングを受けるために、税務支援の従事義務を法制化しようというのであれば、それは本末転倒な議論である。

東京会はアウトソーシングと税務支援は別物という考えを具申しながら、日税連の決定に従う方針と聞いている。

## 6. 流れを変えよう

東京会 PT は日税連 PT に対し「我々が最も恐れるのは、税理士制度を支える税理士自身が税理士の使命感や誇りを失うといった、精神の崩壊をもたらすことである。税理士の精神の崩壊は、間違いなく税理士制度の崩壊に繋がるからである。そのようなことにならないよう、確固とした方針が打ち出されることを心より願うしだいである。」と述べている。

素晴らしい提言であるが、日税連の出した答えはまったく違うものになっている。

日税連の間違った流れを変えるために東京会は立ち上がろう。更にいうなら税理士会会員一人ひとりが税理士の使命、その職責を十分認識し、自ら行う本来の税務支援とはどのようなべきかを検討し、みんなの共通認識として声を上げよう。

会員一人ひとりの自覚以外流れ出した方向は変えられない。これができなければ税理士制度は崩壊する。